

規制改革・民間開放推進 3か年計画（平成18年3月閣議決定）（抜粋）

（2）外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備

昭和 57 年のいわゆる技術研修生の受入れ開始から 20 年余り、平成 5 年の技能実習制度の創設から 10 年余りを経て、その運用は我が国経済・社会に定着してきたと考えられる。しかしながら、研修・技能実習生の失踪などの問題を防止する施策など、当会議における昨年度来の個別の検討事項が措置されたとしてもなお、適正化を図るべき部分をいまだに積み残している。

不適正事例も見受けられる本制度の改善を図り、我が国が技術移転により開発途上国における人材育成に貢献するとの本来的趣旨の更なる徹底を図る意味でも、研修・技能実習生として入国・在留する外国人本人の法的地位の向上等、制度自体を適正化する観点より検討を行う。

① 実務研修中の法的保護の在り方【平成 18 年度結論】

現在の研修期間中に支払われる研修手当は、出入国管理及び難民認定法上、在留資格「研修」が非就労資格と規定されていることから賃金ではなく、「生活する上で必要と認められる実費の支給」という位置付けとなっている。しかしながら、研修生を受入れる企業等の中には、これを悪用して研修生を実質的に低賃金労働者として扱っているものも見受けられ、国内のみならず研修生送出し国からも適正化が求められているところである。

したがって、研修・技能実習制度の見直しの中で、在留資格「研修」の在留活動の一部である「実務研修」中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させされることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護の在り方を幅広く検討し結論を得る。（Ⅲ法務ウ⑯）

② 技能実習生に対する在留資格の創設【平成 18 年度検討、結論】

平成 16 年の技能実習生への移行者数は 2 万人を超え、他の就労可能な在留資格の多くと遜色ない水準にあるものの、その在留資格は「特定活動」として、在留活動は「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」とされており、その内容は法律において明確になっていない。

第 2 次出入国管理基本計画（平成 12 年法務省告示第 119 号）において既に指摘事

項でもあったこの点については、技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、その在り方について早急に結論を得る。（Ⅲ法務ウ 34 a）

③ 法令以外の規定に基づく規制等の見直し【平成 18 年度検討、結論】

現在有効な規制としては「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 5 年法務省告示第 141 号）、「技能実習制度推進事業運営基本方針」（平成 5 年 4 月 5 日労働大臣公示）、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成 11 年 2 月法務省入国管理局公表）が挙げられる。

受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任は、以上の規制等においては法的な位置付けが曖昧で担保措置が不十分であることから、それぞれの規制等の性質を明らかにした上、例えば出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行うなどの形で整理を行うことについて検討し、結論を得る。

その際は、不正行為を行った受入れ機関の新規受入れ停止期間を 5 年に延長するなど、規制を厳格化する等の方策についても併せて検討する。（Ⅲ法務ウ 34 b）